

資料編

○流山市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日

条例第1号

改正 平成14年6月28日条例第20号

平成18年12月22日条例第38号

平成20年9月17日条例第33号

平成21年3月30日条例第11号

平成25年2月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、流山市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議長に届出のあった会派（以下「会派」という。）及び会派に所属しない議員に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派については会派に対して、会派に所属しない議員については当該議員に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額40,000円を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派に所属しない議員（以下「交付議員」という。）に対する政務活動費の額は、月額40,000円とする。

3 政務活動費は、各年度に属する月数分を交付する。

4 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期満了に伴う一般選挙が行われる場合は、当該一般選挙が行われる日の属する月及びその翌月については、当該各月分の政務活動費は、交付しない。

5 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）から政務活動費を交付する。

6 基準日において会派に所属する議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員については第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

7 交付議員の辞職、失職、除名又は死亡があった場合は、当該議員については第2項の交付議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

8 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、当該交付を受けた年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付する。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、当該交付を受けた年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該上回る額を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、会派は、解散した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

4 政務活動費の交付を受けた交付議員が、当該交付を受けた年度の途中において会派に所属した場合、会派に所属した日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が第3条第2項の規定により、交付議員に交付すべき政務活動費の額を上回るときは、交付議員は、当該上回る額を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派にあっては、別表第1、交付議員にあっては、別表第2で定める政務活動に要する経費に充てるものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するための必要な経費以外に充ててはならない。

（経理責任者）

第6条 会派は、当該会派に属する議員の中から政務活動費の収入及び支出に関する事務を行う経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、市長が別に定めるところにより政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該経理責任者の所属する会派の代表者に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定による収支報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは当該収支報告書に領収書等証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

3 交付議員は、市長が別に定めるところにより収支報告書を作成し、領収書等証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

4 前2項の規定による議長への収支報告書の提出は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに行わなければならない。

5 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、速やかに第1項の収支報告書を作成し、当該経理責任者の所属する会派の代表者であった者に提出しなければならない。

6 政務活動費の交付を受けた交付議員が会派に所属したときは、第4項の規定にかかわらず、速やかに第3項の収支報告書を作成し、領収書等証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

7 第2項の規定は、第5項の規定により政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合に準用する。この場合において、第2項中「会派の代表者」とあるのは「会派の代表者であった者」と、「前項」とあるのは「第4項」と、「当該収支報告書に」とあるのは「速やかに当該収支報告書に」と読み替えるものとする。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は交付議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は交付議員がその年度において市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第9条 議長は、第7条第2項及び第3項の規定により提出された収支報告書及び領収書等証拠書類を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も前項の収支報告書及び領収書等証拠書類を閲覧することができる。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第2項及び第3項の規定により、会派の代表者及び交付議員から提出された収支報告書及び領収書等証拠書類について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第38号）

この条例は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以降に交付される政務調査費について適用する。

附 則（平成20年9月17日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の流山市議会政務調査費の交付に関する条例第3条の規定により交付を受けた政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月27日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の流山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「改正前の条例」という。）に基づく政務調査費は、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度における政務調査費及び政務活動費の交付月数は、次の各号に定めるところによる。

（1） 政務調査費 当該年度中において、施行日の属する月（施行日が月の初日であるときは、当該月の前月）までの月数

（2） 政務活動費 12から前号の規定により算出される月数を控除した月数

4 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づき現に交付を受けている施行日以後の基準日に係る政務調査費については、この条例による改正後の流山市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づき交付された政務活動費とみなす。

5 第2項の規定にかかわらず、改正前の条例に基づく政務調査費については、改正後の条例第10条の規定を適用する。

別表第1（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告又は周知するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究に必要な経費 (会派が要請、陳情活動を行うための経費及び会派が行う各種会議に要する経費を除く。)

別表第2（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	交付議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	交付議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	交付議員が行う活動、市政について住民に報告又は周知するために要する経費
広聴費	交付議員が行う住民からの市政及び交付議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料作成費	交付議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	交付議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	交付議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	交付議員が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で交付議員が行う調査研究に必要な経費（交付議員が要請、陳情活動を行うための必要な経費を除く。）

○流山市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月30日

規則第3号

改正 平成19年3月30日規則第22号

平成21年3月31日規則第37号

平成22年3月26日規則第18号

平成25年2月28日規則第8号

平成30年1月10日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年流山市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとするときは、毎年度、議長を経由して、会派の代表者にあっては流山市議会政務活動費交付申請書（別記第1号様式）を、交付議員にあっては、流山市議会政務活動費交付申請書（別記第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、議長を経由して、会派にあっては、流山市議会政務活動費交付変更申請書（別記第2号様式）を、交付議員にあっては、流山市議会政務活動費交付変更申請書（別記第2号様式の2）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請書の提出後に会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して会派解散届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派又は交付議員について交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は交付議員に流山市議会政務活動費交付（変更）決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、会派の代表者にあっては、流山市議会政務活動費交付請求書（別記第5号様式）

を、交付議員にあっては、流山市議会政務活動費交付請求書（別記第5号様式の2）を市長に提出するものとする。

（収支報告書の提出）

第5条 条例第7条第1項の規定による収支報告書は、流山市議会政務活動費収支報告書（別記第6号様式）とし、条例第7条第3項の規定による収支報告書は、流山市議会政務活動費収支報告書（別記第6号様式の2）とする。

2 条例第7条第2項の規定により、会派の代表者が収支報告書を議長に提出するときは、流山市議会政務活動費収支報告書提出書（別記第7号様式）により行うものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第6条 議長は、条例第7条第2項及び第3項の規定により提出された収支報告書及び領収書等証拠書類の写しを市長に送付するものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以降に交付される政務調査費について適用する。

附 則（平成21年3月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流山市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の政務調査費の交付申請に係る政務調査費について適用し、同日前に交付申請のあった政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月26日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流山市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、平成21年4月1日以後の政務調査費の交付申請に係る政務調査費について

て適用し、同日前に交付申請のあった政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月28日規則第8号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成30年1月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

(宛先)流山市長
(流山市議会議長経由)

会派名
代表者名 ㊞

流山市議会政務活動費交付申請書

流山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり
申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日 年 月 日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 名(年 月 1日現在)

6 交付申請額(年度分) 円

第1号様式の2（第2条関係）

年 月 日

(宛先)流山市長
(流山市議会議長経由)

交付議員名 

流山市議会政務活動費交付申請書

流山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

交付申請額（ 年度分） 円
記

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

(宛先)流山市長
(流山市議会議長経由)

会派名
代表者名 ㊞

流山市議会政務活動費交付変更申請書

流山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり
申請します。

記

1 異動年月日 年 月 日

2 異動内容

区 分	異 動 後	異 動 前
会 派 の 名 称		
代 表 者 名		
経 理 責 任 者 名		
所 属 議 員 数	人	人
交 付 申 請 額 (年度分)	円	円

第2号様式の2（第2条関係）

年 月 日

(宛先)流山市長
(流山市議会議長経由)

交付議員名 印

流山市議会政務活動費交付変更申請書

流山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動年月日 年 月 日

2 異動内容

区 分	異 動 後	異 動 前
交付申請額	円	円

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

(宛先)流山市長
(流山市議会議長経由)

会派名
代表者名 ㊞

会 派 解 散 届

流山市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日 年 月 日

第4号様式（第3条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 國

流山市議会政務活動費交付(変更)決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定
したので、流山市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付(変更)決定額 円

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 流山市長

会派名

代表者名

㊞

流山市議会政務活動費交付請求書

流山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 口座の種類 普通・当座
- (3) 口座番号
フリガナ
- (4) 口座名義人

第5号様式の2（第4条関係）

年 月 日

(宛先)流山市長

交付議員名

印

流山市議会政務活動費交付請求書

流山市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 口座の種類 普通・当座
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

会派名
(宛先)代表者

経理責任者名 

流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、
年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費 _____ 円

2 支 出

項 目	金 額	内 訳
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	円	
広聴費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人件費	円	
事務所費	円	
その他の経費	円	
合 計	円	

3 自己負担金 _____ 円

*支出が収入を上回った場合は、その差額は会派の自己負担となります。

4 返 納 額 _____ 円

第6号様式の2（第5条関係）

年 月 日

（宛先）流山市議会議長

交付議員名

印

流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により、
年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収 入

流山市議会政務活動費_____円

2 支 出

項 目	金 額	内	訳
調査研究費	円		
研修費	円		
広報費	円		
広聴費	円		
資料作成費	円		
資料購入費	円		
人件費	円		
事務所費	円		
その他の経費	円		
合 計	円		

3 自己負担金 _____円

*支出が収入を上回った場合は、その差額は議員の自己負担となります。

4 返 納 額 _____円

第7号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 流山市議会議長

会派名

代表者名

㊞

流山市議会政務活動費収支報告書提出書

流山市議会政務活動費に交付に関する条例第7条第1項の規定により、経理責任者から 年度流山市政務活動費収支報告書が提出されたので、その内容を審査した結果、適正であると認めたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 年度
政務活動費会計帳簿

会 派 名

経理責任者名

会計帳簿 第2号様式

※政務活動費会計帳簿

平成29年10月1日施行による改正にて削除

会計帳簿 第3号様式

会計帳簿 第4号様式

会計帳簿 第5号様式

会計帳簿 第6号様式

会計帳簿 第7号様式

会計帳簿 第8号様式

資料購入費 (図書購入費等)

会計帳簿 第9号様式

会計帳簿 第10号様式

会計帳簿 第11号様式

その他の経費

会計補助書類 第1号様式

旅費等支出內訛書

NO.

調查研究費

会派・交付議員名：

会計補助書類 第2号様式

政務活動費備品等台帳

会派・交付議員名